

余裕期間設定工事に関するQ & A

令和7年8月

No.	Question	Answer
1	余裕期間とは、どのような期間か？	余裕期間とは、契約締結日から工事開始日の前日までの期間になります。余裕期間内には工事に着手することはできませんが、主任技術者又は監理技術者等の専任は不要になります。また、受注者の裁量で工事着手以外の準備をすることができます。
2	余裕期間にできる準備はなんですか？	労働者の確保、現場に搬入しない資器材等の準備、着手とならない範囲での関係者との調整、書類作成などを受注者の責任により行うことができます。具体的な内容については以下に例示します。 【余裕期間内にできる作業の例】 ・労働者確保 ・現場に搬入しない資器材の準備 ・現場の下見 ・工事看板等の作成（現場に搬入することはできない） ・書類の準備 ・上記に関する関係者との調整
3	余裕期間にできない作業はなんですか？	監理技術者等の配置が必要な作業と、工事着手となる作業はできません。具体的な内容は以下に例示します。 【余裕期間内にできない作業の例】 ・現場事務所の設置 ・工事看板等の設置 ・現場での測量、試掘、埋設物調査、支障物撤去、樹木伐採、除草 ・工場製作工（既製品の注文は含まない） ・現場への資器材の搬入 ・発注者（監督員を含む）、交通管理者、埋設企業者との協議 ・近隣住民との調整、お知らせの配布 ・工事写真の撮影 ・仮設工事 ・上記の作業に係る関係者との調整
4	現場代理人の配置は必要か？	余裕期間中については、工事現場に配置する必要はありません。

No.	Question	Answer
5	配置予定技術者が他の工事に従事している場合、他工事の工期が当該工事の余裕期間と重複していても問題無いか？	配置予定技術者が他工事に従事している場合、他工事の工期末が余裕期間に重複していても問題はありません。
6	現場代理人と主任技術者又は監理技術者等（以下、技術者等）は、いつ配置しなければならないか？	余裕期間内は、工事開始前なので、現場代理人や技術者等の配置を要しません。工事開始日から配置してください。
7	制度の適用により、増加した経費はどう取り扱うか？	余裕期間制度を適用することにより増加する費用は、積算上の割り増しは行わず、受注者の負担になります。
8	余裕期間設定工事は入札公告や指名通知でどのように表示されるのか？	余裕期間設定工事は入札公告や指名通知の工事概要欄に【余裕期間設定工事（発注者指定方式/受注者選択方式/フレックス方式）】と記載します。また、対象工事には特記仕様書を添付します。
9	余裕期間を必要としない場合は？	発注者指定方式では、原則として発注者が特記仕様書で定めた工事開始日まで工事着手はできませんが、任意着手方式及びフレックス方式については余裕期間を設けず着手することができます。余裕期間の設定を希望しない場合、「工事開始日届出書」（別記様式）の工事開始日を「契約日」で記載してください。
10	契約保証の保証期間は？	契約保証の保証期間については、余裕期間と実工期を合わせた全体工期となります。
11	工事開始日届出書はいつ、どこに提出すればよいのか？	任意着手方式、フレックス方式における工事開始日届出書は、落札候補者となった後、事後審査書類と一緒に契約担当課へ提出してください。発注者指定方式については不要です。
12	受注者都合による工事開始日の変更は認められるか？	あらかじめ定めた全体工期の範囲内であれば、任意着手方式及びフレックス方式については、受注者都合による開始日変更であったとしても変更契約の対象とします。
13	コリンズ登録はどのようにすればよいのか？	コリンズの受注時登録については、通常の工事と同様、契約締結後 10 日以内に登録申請するものとし、契約工期は全体工期（余裕期間＋実工期）、技術者等の従事期間は実工期で登録するものとし、また、竣工時登録時の工事概要欄には余裕期間設定工事であることを記載してください。

No.	Question	Answer
14	工事工程表や施工計画書の提出時期は？	工事工程表については契約締結後 14 日以内に、施工計画書については現場着手日までに提出してください。 注）工事工程表には、余裕期間内（現場着手日より前）に準備工等を記入することはできません。
15	余裕期間中に工事履行報告書は提出する必要があるか？	通常の工事と同様、工事履行報告書については毎月提出してください。 ただし、現場着手はできませんので、予定工程ならびに実施工程は「0%」となります。そのため、備考欄に「余裕期間中」または「現場着手日〇月〇日」等を記載することが望ましいです。
16	余裕期間内に、前払い金の請求はできるか？	前払い金は契約締結日の翌日以降に請求可能です。
17	中間前払金の要件である工期の捉え方は？	春日部市中間前金払取扱要綱第3条（1）では、要件として「工期の2分の1を経過していること」と定めています。余裕期間設定工事の場合は、この工期を「実工期」と読み替えてください。